

長期間組合事業を利用していない組合員の整理について

令和2年度通常総代会において「長期間組合事業を利用していない組合員の整理について」の議案が原案通り承認可決され、次の方に対し法定脱退(除名)の手続きを行うことが決定されました。

お心当たりの方は、お預かりしている出資金の払戻しをいたしますので、お手数ですが、お早目に当組合(0120-866-844)までご連絡ください。

1 予定対象者 昭和 58 年度までに組合員となり、平成 13 年度以降組合事業を利用されていない組合員を対象に、所在調査の結果事業の利用意思が確認できなかった組合員

2 脱退手続き日 令和 3 年 3 月 31 日